特定教育・保育施設の確認に係る誓約書

年　　月　　日

（宛先）姫 路 市 長

【設置者】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所在地： |  |  |
| 名　称： |  |  |
| 代表者： |  |  | 印 |
|  |  | ※自署の場合は押印は不要です。 |

子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第３１条第１項の規定による確認の申請をするに当たり、下記の事項を誓約します。

記

１　設置者及び法人の役員は、法第４０条第２項に規定する確認申請をすることができない者に該当しません。

２　特定教育・保育施設の設置者及びその役員並びに特定・教育保育施設の長たる管理者は、姫路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年姫路市条例第４４号。以下「条例」という。）第３条第５項に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者（以下「暴力団等」という。）に該当しません。

３　特定教育・保育施設を運営するに当たり、条例第３条第６項に規定する暴力団等の支配を受けません。

４　市が、内容確認のために必要と判断した場合には、本誓約書の写し及び役員名簿を警察等関係機関に提供することについて同意します。

■子ども・子育て支援法

（確認の取消し等）

第４０条　市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第２７条第１項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

⑴　特定教育・保育施設の設置者が、第３３条第６項の規定に違反したと認められるとき。

⑵　特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事（指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。）が認めたとき。

⑶　特定教育・保育施設の設置者が、第３４条第２項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をすることができなくなったとき。

⑷　施設型給付費又は特例施設型給付費の請求に関し不正があったとき。

⑸　特定教育・保育施設の設置者が、第３８条第１項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

⑹　特定教育・保育施設の設置者又はその職員が、第３８条第１項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定教育・保育施設の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定教育・保育施設の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

⑺　特定教育・保育施設の設置者が、不正の手段により第２７条第１項の確認を受けたとき。

⑻　前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

⑼　前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

⑽　特定教育・保育施設の設置者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又はその長のうちに過去５年以内に教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

２　前項の規定により第２７条第１項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して５年を経過するまでの間は、第３１条第１項の申請をすることができない。

■　姫路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

（一般原則）

第３条　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

２　特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。

３　特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

４　特定教育・保育施設等は、自らが当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもに対する特定教育・保育の提供時の安全の確保について重要な責任を有していることを認識し、市及び関係機関と連携して、当該小学校就学前子どもが安全に安心して特定教育・保育を受けることができるようにしなければならない。

５　特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

６　特定教育・保育施設の長たる特定教育・保育施設の管理者は、姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第７条の暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であってはならない。

７　特定教育・保育施設等は、その運営について、姫路市暴力団排除条例第７条の暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けてはならない。